

子ども政策課

## 議案第62号

### 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号。以下「都条例」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 改正理由

東京都は、認可保育所等と児童発達支援センターが併設している場合に職員が兼務することについて、併設している施設が東京都知事の認証する保育所（以下「認証保育所」といいます。）の場合は兼務することができないこととしていましたが、都条例を改正し、令和7年4月からは認証保育所の場合も職員の兼務を可能としました。

東京都の対応を踏まえ、区内の児童発達支援センターについても、認証保育所と併設している場合に職員の兼務を可能とするため、条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

認証保育所に入所している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させる場合の両施設の職員の兼務を可能とします。

#### 3 施行期日

公布の日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)  
(職員)  
第七十三条 (略)  
2～5 (略)  
6 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくは認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付十二福子推第千百五十七号）に規定する認証保育所をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(前略)  
(職員)  
第七十三条 (略)  
2～5 (略)  
6 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)